

船舶安全法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 中間検査の時期の延期及び船舶検査証書の有効期間の延長の指定
- 手続根拠 : 船舶安全法施行規則第46条の2第1項
- 手続対象者 : 船舶所有者
- 提出時期 : 中間検査の時期の延長及び船舶検査証書の有効期間の延長の指定に係る申請をしようとするとき。
- 提出方法 : 申請書を船舶所在地を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 :
- 添付書類・部数 : 船舶検査証書、船舶検査手帳
- 申請書様式 : 中間検査期日指定申請書(第二十一号の二様式)、有効期間延長申請書(第二十一号の三様式)
- 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
- 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 011-290-2771
 - 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516
 - 関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 045-211-7225
 - 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-285-9158
 - 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021
 - 近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 06-6949-6426
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052
 - 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-802-6825
 - 九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 092-472-3174
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- 受付時間 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 船舶安全法施行規則
- 標準処理期間 : 2日。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。